

議案第14号

琴浦町国民健康保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第3条 略 <u>(被保険者としな</u> <u>い者)</u> 第3条の2 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としな</u> <u>い。</u> (保健事業) 第7条 町は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>健康教育</u> (2) <u>健康相談</u> (3) <u>健康診査</u> (4) 略 2及び3 略</p>	<p>(委任) 第3条 略 (保健事業) 第7条 町は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>衛生教育</u> (2) <u>感染症、寄生虫病その他の疾病の予防</u> (3) <u>成人病その他の疾病の予防</u> (4) 略 2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。